

「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書

子どもをはじめ、地域住民を巻き込んだ凶悪事件が頻発化している近年、防犯に対する国民の関心はこれまで以上に高まっている。「民間交番」の設置など、地域住民が自ら行う防犯活動も活発化しており、警察庁の発表によると、平成18年末における防犯ボランティア団体数は、全国で3万1,931団体にも上っている。

安全で安心して暮らせる地域社会を築くには、警察の力のみならず住民自らの防犯活動が不可欠であり、住民による活動が盛り上がりを見せる中、防犯ボランティア団体の活動を多角的にサポートするための法制度が強く求められている。

よって、国会及び政府においては、国や自治体が「犯罪に強いまちづくり」への自発的な取り組みや、防犯意識の向上のための活動を総合的かつ計画的に支援することを責務とする「地域安全・安心まちづくり推進法」（仮称）を早期に制定し、下記の施策を積極的に行うよう強く要望する。

記

- 1 防犯ボランティア団体が「民間交番」を設置する際、公有地や建物を貸し出したり、賃貸料補助等の財政支援を行うなど、防犯拠点を整備するための「地域安全安心ステーションモデル事業」を全国2,000ヶ所に増やすこと。
- 2 スクールガードリーダー（地域学校安全指導員）等の配置をさらに拡充し、公園、駅など多くの地域住民が利用する場所に子ども用緊急通報装置の設置を促進し、子どもの安全を確保すること。
- 3 自治体に防犯担当窓口の設置を促進するなど、地域住民と自治体が地域の安全のために協力しやすい環境整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年（2007年）11月2日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長

（提出者）民主党・市民連合、自由民主党、公明党、日本共産党、市政改革クラブ及び自民維新の会所属議員全員